

登録コード	J6150200	開講年度	2026		県内大学開放授業				
授業科目	統治機構論				担当教員	成澤 孝人			
英文授業名	Constitutional Government				副担当				
単位数	2	講義期間	後期	曜日・時限	月曜・1時限	対象学年	(20・23カリ対象科目) 経：3年 (23カリは経：2年) /法：2年		
講義室	経法第1講義室		授業区分	講義	遠隔授業科目				
信大コンピテンシー	該当								
(1)授業の達成目標	授業で得られる「学位授与の方針」				⇔	【授業の達成目標】			
	経法20加								
	経済学または法学が積み上げてきた知識と思考に基づく判断を基礎力として身につけ、それを発揮できる力を身につける。				⇔	憲法学が積み上げてきた知識と思考に基づく判断を基礎力として身につけ、具体的な事件について法的な判断ができるようになる。			
	経法23加 (2026改)・応用経済, 経法23加・応用経済								
	専門知識を応用・実践する力として、計量的分析手法によるデータ解析を用いたリスクの定量的評価, 実験経済学による社会制度の機能の検証, 医療や福祉の現場における社会調査の手法を実践した地域の問題発掘, 法の経済分析を通じた法制度の効果・影響の検証, などのスキルを習得し, 経済の実情に即した政策提言, あるいは企業行動の決定を行うことができる能力を身につける。				⇔	法制度や社会制度のうち特に日本国憲法の統治機構と関連する制度の機能や効果、影響について経済学に関する専門知識の応用・実践を通じて検証する前提として、日本国憲法の統治機構に関する法概念や理論、判例について説明することができるようになる。			
	環境問題, 少子高齢化, 自然・経済リスクの管理, コーポレート・ガバナンス等の法制度がかかわる問題などについて、現実な解決を探る際には、法学, さらには、理学・工学・医学等の関連領域との協力が必要となる。このために、関連する分野の考え方を正しく理解して経済学的分析手法との相違を把握し, 経済学の知見を、柔軟にまた建設的に応用できる能力を身につける。				⇔	経済学と法学とに跨る学際的な問題のうち特に日本国憲法の統治機構がかかわる問題について経済学の知見を応用して一定の解決方法を提示する前提として、日本国憲法の統治機構に関する法概念や理論、判例について説明することができるようになる。			
	経法23加 (2026改)・総合法律, 経法23加・総合法律								
	法学の専門領域の基礎能力として、リーガルマインドを備え、現代社会の諸問題を法的に解決していく上で必要な法学体系の基礎専門知識を身につける。				⇔	リーガルマインドを備え、現代社会の諸問題を法的に解決していく上で必要な統治構造に関する基礎的な法概念や理論、判例について説明することができるようになる。			
	経法20加・総合法律								
	行政や企業などの法務の現場で、法学の基礎理論がどのように機能しているかを理解した上で、実際に法的な問題点を見つけ出し、分析し、法令の正しい理解に基づいて、基準の適用、書類の作成、ルール設計などをすることで、法的な解決策や予防策を実践的に企画・立案・実行できる能力を身につける。				⇔	行政の法務の現場において日本国憲法の統治構造の基礎理論がどのように機能しているのかを理解した上で、実際に法的な問題点を見つけ出し、その解決・予防方法の内容や実践の過程について説明することができるようになる。			
(2)授業で学べる「テーマ」	多文化協働								
(3)全学横断特別教育プログラム	環境マインド実践人材養成コース								
(4)授業の概要	日本国憲法の規定する順序に沿って、日本国の統治構造を解説する。憲法の統治機構の条文解釈は、憲法の拠って立つ原理からその規範内容が導きだされなければならないが、その原理の理解は学説の立場によって異なり、その差異が個々の条文解釈の差異となって現れる。重要なのは、統治機構の条文解釈は、解釈者の理解する憲法原理と整合しなければならないということである。受講生が、「憲法」の講義で学んだ基本的な知識を前提に、代表的な憲法学説と判例の立場を十分に理解し、日本国の統治構造を立憲主義の観点から整合的に解釈する能力を身につけることができるように配慮したい。								
(5)授業計画	第一回 国民主権と象徴天皇制 ：日本国憲法における天皇制の位置づけについて、イギリス憲法と比較しながら解説する。 第二回 平和主義 ：前文と9条について学説および政府の憲法解釈を解説する。また、国際社会における日本国の役割について、前文および9条から考える。 第三回 国民主権と立法権 ：国民主権論の二つの理解、「全国民の代表」の法的意味、政党制と国民主権論との関係、代表民主制の意義について解説する。 第四回 国会の組織と権能 ：国権の最高機関性、唯一の立法機関性、法律の制定、条約の承認、予算の承認、財政統制権について解説する。 第五回 国会の活動と議院の権能 ：二院制と衆議院の優越、会期制、会議の諸原則、国政調査権について解説する。 第六回 国会議員の特権と行政権の概念 ：、国会議員の特権について、解説する。また、憲法65条の「行政権」について学説の理解の多様性について解説する。この理解の差異が、国会の憲法上の位置づけに関係していることについても触れる。 第七回 立法権と行政権の関係 ：議院内閣制における立法権と行政権との関係を、内閣総理大臣の指名、内閣の国会に対する連帯責任制、内閣による衆議院の解散といった日本国憲法の具体的な規定に照らして解説する。 第八回 独立行政委員会、内閣、内閣総理大臣 ：内閣と内閣総理大臣の具体的な権能について解説する。また、内閣の行政権から相対的に独立している独立行政委員会について解説する。 第九回 司法権の範囲と限界 ：司法権の本質とその限界について解説する。 第十回 裁判官の独立とその意義 ：裁判官の独立を「法の支配」との関係で考える。								

(5)授業計画	第十一回 憲法保障と違憲立法審査権 ：憲法保障の中心的制度としての違憲立法審査権について、抽象的違憲審査制と付随的違憲審査制の差異に留意しながら説明する。 第十二回 憲法判断の方法 ：審査基準論、法令違憲、適用違憲、合憲限定解釈等、具体的な憲法判断の方法について説明する。 第十三回 日本国憲法における地方自治とその現代的課題 ：日本国憲法第8章について解説する。 第十四回 憲法改正をめぐる諸問題 ：憲法改正の意義、憲法改正をめぐる諸議論について解説する。 第十五回 まとめ、授業アンケート 期末試験
(6)成績評価の方法	レポート（30％）＋中間試験（20％）＋期末試験（50％） 講義前半の最後の回を提出期限としたレポートを課す。レポート課題は、第二回の講義で提示する。後半に、知識の定着を問う中間試験をgoogle form をつかっておこなう。
(7)成績評価の基準	レポート：課題図書を適切に読解し、問題点を抽出し、自分の考えを十分に説得的に提示できれば「かなり上にある」、そのうえで自説が教員を感心させるレベルにあれば「卓越している」、問題点は適切に抽出されているが自説について平均的であれば「やや上にある」、問題点の抽出および自説の展開がともに教員の眼から見て平均的であれば「水準にある」と評価される。 中間試験：知識を問う問題を20問出題する。 期末試験：問われている憲法上の問題を適切に理解し、学説および判例を駆使して十分に説得的な結論を導き出していれば「かなり上にある」、そのうえで結論が教員を感心させるレベルにあれば「卓越している」、論点を適切に理解し結論も説得的だが、論理展開や叙述方法に不十分な箇所がみられる場合には「やや上にある」、論点は理解しているが、叙述方法、論理展開ともに平均的であれば「水準にある」と評価される。
(8)事前事後学習の内容	受講者は指定された教科書の該当箇所およびレジメを事前に読んで予習をすることが期待される。
(9)履修上の注意	e-alps にレジメをアップする。
(10)質問、相談への対応	講義に関して質問がある場合には、まずメールで連絡をすること。メールで相談の上、必要に応じた対応を行う。わからないことや疑問があれば、積極的に質問してほしい。
【教科書】	倉持孝司・小松浩 編著『憲法のいまー日本・イギリスー（補訂版）』（敬文堂、2021） 長谷部恭男、石川健治、穴戸常寿編 『憲法判例百選Ⅱ 第8版』（有斐閣、2025）
【参考書】	大石眞、石川健治編 『ジュリスト増刊 新・法律学の争点シリーズ 3 憲法の争点』（有斐閣、2008） 穴戸常寿 『憲法解釈論の応用と展開 [第2版]』（日本評論社、2014）